

改正後	改正前
<p>(禁止地域等に係る公共施設)</p> <p>第二条 条例第二条第一項第十五号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 博物館および美術館のうち国または地方公共団体が設置するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が定める公共施設</p> <p>2 知事は、前項第二号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。</p>	<p>(禁止地域等に係る公共施設)</p> <p>第二条 条例第二条第十五号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 博物館および美術館のうち国または地方公共団体が設置するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が定める公共施設</p> <p>2 知事は、前項第二号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。</p>
<p>(禁止地域等および許可地域等の区分)</p>	
<p>第二条の二 条例第二条第二項に規定する規則で定める禁止地域等の区分（以下「禁止地域等の区分」という。）は、別表第一の一の表のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 条例第四条第二項に規定する規則で定める許可地域等の区分（以下「許可地域等の区分」という。）は、別表第一の二の表のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(許可の申請)</p>	<p>(許可の申請)</p>
<p>第三条 条例第四条第一項または第八条第三項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示しようとする地域または場所を表示した図面</p> <p>ロ 形状、寸法、面積、色彩および意匠を表示した図面ならびに表示の方法に関する仕様書</p>	<p>第三条 条例第四条または第八条第三項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示しようとする地域または場所を表示した図面</p> <p>ロ 形状、寸法、面積および意匠を表示した図面ならびに表示の方法に関する仕様書</p>

- 二 はり紙またははり札以外の広告物等については、次に掲げる書類
- イ 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面
 - ロ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面
 - ハ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し
- 二 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面
- ホ 禁止地域等において住所地等内の一の敷地（住所地等のうち、隣接して連続する一団の施設の敷地にあつては当該一団の施設の敷地、それ以外の敷地にあつては当該敷地をいう。以下同じ。）に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真
- ヘ 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告板および広告塔ならびに建物の壁面に取り付ける方法（壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）により表示され、または設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真

ト イからへまでに掲げるもののほか、条例第八条第三項第四号に掲げる広告物等（以下「案内広告物等」という。）については、次に掲げる書類

- 二 はり紙またははり札以外の広告物等については、次に掲げる書類
- イ 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面
 - ロ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面
 - ハ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し
- 二 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面
- ホ 禁止地域等において住所地等内の一の敷地（住所地等のうち、隣接して連続する一団の施設の敷地にあつては当該一団の施設の敷地、それ以外の敷地にあつては当該敷地をいう。以下同じ。）に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真
- ヘ 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告板および広告塔ならびに建物の壁面に取り付ける方法（壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）により表示され、または設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真

(新設)

(1) 条例第二条第一項第十三号に掲げる地域において表示し、または設置しようとする案内広告物等については、次に掲げる事項を示した図面

(i) 条例第二条第一項第十三号の規定により知事が定める道路の路線上の一の地点と事業所または営業所（以下「事業所等」という。）との間の経路（一方通行となつてゐることその他の事由により自動車当該事業所等に向かつて通行することができないものを除く。）の長さが最も短くなる場合の当該地点（以下「最短経路接続地点」という。）および当該経路

(ii) 最短経路接続地点から当該案内広告物等までの距離

(iii) 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況

(2) (1)以外の案内広告物等（禁止地域等において表示し、または設置しようとするものに限る。）については、次に掲げる事項を示した図面

(i) 事業所等から当該案内広告物等までの距離

(ii) 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況

(削る)

2 条例第八条第四項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表した図面に次に掲げる事項を表示したもの

イ 条例第二条第十三号に掲げる地域において表示し、または設置しようとする案内広告物等（条例第八条第四項の許可を受けて表示し、または設置する広告物等をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項

(確認の申請)

第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)確認申請書(様式第二号)に前条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第二条第十三号の規定により知事が定める道路の路線上の一の地点と事業所または営業所(以下「事業所等」という。)との間の経路(一方通行となつてゐることその他の事由により自動車当該事業所等に向かつて通行することができないものを除く。)の長さが最も短くなる場合の当該地点(以下「最短経路接続地点」という。)および当該経路

(2) 最短経路接続地点から当該案内広告物等までの距離

(3) 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況

ロ イ以外の案内広告物等については、次に掲げる書類

(1) 事業所等から当該案内広告物等までの距離

(2) 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況

一 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面

二 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し

四 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面

五 住所地等内の一の敷地に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真

(確認の申請)

第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)確認申請書(様式第二号)に前条第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出し
ない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
- 二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
- 三 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下す
るおそれのないものであること。

(景観保全型広告物整備地区における届出)

第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲
げるものとする。

- 一 立看板
- 二 のぼり
- 三 広告板
- 四 広告塔
- 五 電柱広告
- 六 広告幕
- 七 気球広告

2 条例第六条第七項の規定による届出は、屋外広告物等表示（設置）
届出書（様式第三号）に**第三条第二号**に掲げる書類を添えてするもの
とする。

(適用除外に係る公共広告物等)

第七条 条例第八条第一項第二号に規定する規則で定める広告物等は、
次に掲げるものとする。

- 一 災害その他の緊急時に表示し、または設置する広告物等
- 二 公共施設の管理または利用者の利便のため表示し、または設置す
る広告物等（県が所有し、または管理する施設に案内するため、県

- 一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出し
ない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
- 二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
- 三 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下す
るおそれのないものであること。

(景観保全型広告物整備地区における届出)

第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲
げるものとする。

- 一 立看板
- 二 のぼり
- 三 広告板
- 四 広告塔
- 五 電柱広告
- 六 広告幕
- 七 気球広告

2 条例第六条第七項の規定による届出は、屋外広告物等表示（設置）
届出書（様式第三号）に**第三条第一項第一号**に掲げる書類を添えてす
るものとする。

(適用除外に係る公共広告物等)

第七条 条例第八条第一項第二号に規定する規則で定める広告物等は、
次に掲げるものとする。

- 一 災害その他の緊急時に表示し、または設置する広告物等
- 二 公共施設の管理または利用者の利便のため表示し、または設置す
る広告物等（県が所有し、または管理する施設に案内するため、県

が表示し、または設置する広告物等を除く。)

2 条例第八条第一項第三号の規定による協議は、屋外広告物等表示(設置)協議書(様式第六号)に**第三条各号**に掲げる書類を添えてするものとする。

(適用除外に係る広告物等の基準)

第八条 条例第八条第二項第一号および第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

禁止地域等	1 住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計が五平方メートル以内であること。 2 別表第三に掲げる基準を満たすものであること。
許可地域等	1 住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計が十平方メートル以内であること。 2 別表第三に掲げる基準を満たすものであること。

2 条例第八条第二項第三号および**第四項第三号**の規則で定める基準は、特定の個人または法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または事業もしくは営業の内容を表示したものの其他宣伝の用に供するものでないものとする。

3 条例第八条第二項第四号の規則で定める基準は、表示し、または設置する期間が一月を超えないものとする。

4 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

鉄道の車両	表示寸法	縦六〇センチメートル以下 横九〇センチメートル以下
	表示箇所	二箇所以内
自動車	表示寸法	縦四二センチメートル以下

が表示し、または設置する広告物等を除く。)

2 条例第八条第一項第三号の規定による協議は、屋外広告物等表示(設置)協議書(様式第六号)に**第三条第一項各号または第二項各号**に掲げる書類を添えてするものとする。

(適用除外に係る広告物等の基準)

第八条 条例第八条第二項第一号および第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

禁止地域等	住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計	五平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下
許可地域等	住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計	十平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下

2 条例第八条第二項第三号および**第五項第三号**の規則で定める基準は、特定の個人または法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または事業もしくは営業の内容を表示したものの其他宣伝の用に供するものでないものとする。

3 条例第八条第二項第四号の規則で定める基準は、表示し、または設置する期間が一月を超えないものとする。

4 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

鉄道の車両	表示寸法	縦六〇センチメートル以下 横九〇センチメートル以下
	表示箇所	二箇所以内
自動車	表示寸法	縦四二センチメートル以下

		横六〇センチメートル以下
	表示箇所	三箇所以内

5 条例第八條第三項第四号の規則で定める基準は、案内しようとする事業所等の名称および当該事業所等に案内する方向が表示されているものとする。

6 条例第八條第四項第一号および第二号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物を表示する場合に限るものとする。

二 表示面積は、一の物件につき、条例第三条第一項第二号および第九号に掲げる物件にあつては五平方メートル以内と、同項第十号に掲げる物件にあつては当該物件の表示面積の十分の一以内とする。

7 条例第八條第五項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 表示面積は、寄贈者名または寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設または物件の外郭線で囲まれた平面の面積の二十分の一以内とする。

二 表示箇所は、一の施設または物件につき一箇所とする。

(許可基準)

第九條 条例第十條第一項の許可の基準は、別表第二のとおりとする。

ただし、自家用広告物等の許可の基準については別表第三、案内広告物等の許可の基準については別表第四のとおりとする。

(許可等の期間の更新の申請)

第十二條 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書(様式第一号)または屋外広告物等表示(設置)確認申請書(様式第二号)に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

		横六〇センチメートル以下
	表示箇所	三箇所以内

5 条例第八條第四項の規則で定める基準は、案内しようとする事業所等の名称および当該事業所等に案内する方向が表示されているものとする。

6 条例第八條第五項第一号および第二号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物を表示する場合に限るものとする。

二 表示面積は、一の物件につき、条例第三条第一項第二号および第九号に掲げる物件にあつては五平方メートル以内と、同項第十号に掲げる物件にあつては当該物件の表示面積の十分の一以内とする。

7 条例第八條第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 表示面積は、寄贈者名または寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設または物件の外郭線で囲まれた平面の面積の二十分の一以内とする。

二 表示箇所は、一の施設または物件につき一箇所とする。

(許可基準)

第九條 条例第十條の許可の基準は、別表第一のとおりとする。ただし、

自家用広告物等の許可の基準については別表第二、案内広告物等の許可の基準については別表第三のとおりとする。

(許可等の期間の更新の申請)

第十二條 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可期間更新申請書(様式第七号)または屋外広告物等表示(設置)確認期間更新申請書(様式第八号)に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類のうちいずれかの書類

イ はり紙またははり札の現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限る。）

ロ 屋外広告物（はり紙・はり札）自己点検報告書（様式第七号）

二 前条第二号に掲げる広告物等（はり紙およびはり札を除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げる書類

イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限る。）

ロ 屋外広告物等安全点検報告書（様式第八号）

三 前二号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類

イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮影したものに限る。）

ロ 屋外広告物等安全点検報告書（様式第八号）

2 前項の規定による申請は、前項第一号および第二号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の三日前までに、前項第三号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の十日前までに、それぞれ行わなければならない。

3 第十条の規定は、第一項の規定による申請があつた場合について準用する。

（変更等の許可等の申請）

第十四条 条例第十二条の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可（確認）申請書（様式第九号）に次に掲げる書類を

一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類のうちいずれかの書類

イ はり紙またははり札の現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限る。）

ロ 屋外広告物（はり紙・はり札）自己点検報告書（様式第八号の

二）

二 前条第二号に掲げる広告物等（はり紙およびはり札を除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げる書類

イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前七日以内に撮影したものに限る。）

ロ 広告物等の安全性を確認するために必要な書面

三 前二号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類

イ 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮影したものに限る。）

ロ 広告物等の安全性を確認するために必要な書面

2 前項の規定による申請は、前項第一号および第二号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の三日前までに、前項第三号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の十日前までに、それぞれ行わなければならない。

3 第十条の規定は、第一項の規定による申請があつた場合について準用する。

（変更等の許可等の申請）

第十四条 条例第十二条の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（様式第九号）または屋外広告物等変更（改

添えて、知事に申請しなければならない。

一 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第三条第一号ロまたは第二号ロに掲げる書類

二 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書および改造後の構造図

2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

(禁止地域等および許可地域等の区分に変更があつた場合の特例)

第十四条の三 禁止地域等内において、禁止地域等の区分に変更があつた際、当該地域または場所に現に適法に表示され、または設置されている広告物等で、第九条の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、当該禁止地域等の区分に変更があつた日から六年間（第十一条第二号に該当する広告物等にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

2 許可地域等内において、許可地域等の区分に変更があつた際、当該地域または場所に現に適法に表示され、または設置されている広告物等で、第九条の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、当該許可地域等の区分に変更があつた日から六年間（第十一条第二号に該当する広告物等にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

(広告物等を保管した場合の公示場所)

造) 確認申請書(様式第十号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第三条第一項第一号ロもしくは第二号ロまたは第二項第一号に掲げる書類

二 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書および改造後の構造図

2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

(新設)

(広告物等を保管した場合の公示場所)

第二十条 条例第二十二條第二項第一号の規則で定める場所は、広告物
等を保管する者の掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた許可の申請であつて、この規則の施行の
際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の基
準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

3 この規則の施行の際現に改正前の第九条の許可の基準に適合して許
可を受けている広告物等で、改正後の第九条の許可の基準に適合しなく
なるもの（以下「不適合広告物等」という。）についての許可の基準に
ついては、この規則の施行の日から六年間（第十一条第二号に該当する
不適合広告物等にあつては、当該不適合広告物等の許可の期間が満了す
るまでの間）は、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造（第十三条に規定
する軽微な変更または改造（広告板および広告塔にあつては、広告物等
の形状、寸法、材料および構造を変更しないもの）を除く。以下附則第
六項までにおいて同じ。）をしようとする場合には、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、別表第一の二
の表許可地域の項に掲げる地域に表示され、または設置されている広告
物等の許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、な
お従前の例による。ただし、別表第二第三号5または別表第四第三号2

第二十条 条例第二十二條第二項第一号の規則で定める場所は、保管し
た広告物等が表示され、または設置されていた場所を所管する土木事
務所の掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。

（五）および（六）の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、この限りでない。

5 附則第三項本文の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、別表第一第二号1（五）および（六）の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 附則第三項の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、別表第一の一の表第二種禁止地域および第三種禁止地域の項に掲げる地域に表示され、または設置されている自家用広告物等で、別表第三第三号1（四）の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合には、住所地等内の一の敷地における広告物等の変更または改造後の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が、現に表示されている面積を超えないものでなければならない。

7 附則第三項の規定にかかわらず、建物に表示され、または設置されている不適合広告物等であつて、当該不適合広告物等の除去、変更または改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものの許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造（第十三条に規定する軽微な変更または改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。

8 福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十八年福井県条例第十六号）附則第三項の規則で定める軽微な変更または改造は、広告物等の形状、寸法、材料および構造を変更しないものとする。

別表第一（第二条の二関係）

一 禁止地域等

種別	地域または場所
第一種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区
	2 条例第二条第一項第二号から第四号までに掲げる地域
	3 条例第二条第一項第五号に掲げる地域
	4 条例第二条第一項第六号から第十一号までに掲げる地域
	5 条例第二条第一項第十二号から第十四号までの規定により知事が第一種禁止地域として定める地域
	6 条例第二条第一項第十五号に掲げる地域
	7 条例第二条第一項第十六号の規定により知事が第一種禁止地域として定める地域
	8 条例第二条第一項第十七号に掲げる地域
	9 条例第二条第一項第十八号の規定により知事が第一種禁止地域として定める地域
第二種禁止地域	1 条例第二条第一項第四号の二に掲げる地域
	2 条例第二条第一項第五号の二に掲げる地域
	3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第二種禁止地域として定める地域
第三種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第

（新設）

	<p>一種低層住居専用地域、二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域および第二種中高層住 居専用地域</p> <p>2 条例第二条第二項第十一号の二および第十五号 の二に掲げる地域</p> <p>3 条例第二条第二項第十二号から第十四号まで、第 十六号および第十八号の規定により知事が第三種 禁止地域として定める地域</p>
--	---

備考

- 第一種禁止地域と他の禁止地域が重複する場合には、その重複する部分については第一種禁止地域とする。ただし、三方五湖（文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝をいう。）の地域において、第一種禁止地域と第二種禁止地域が重複する場合においては、その重複する部分については第二種禁止地域とする。
- 第二種禁止地域と第三種禁止地域が重複する場合には、その重複する部分については第二種禁止地域とする。

二 許可地域等

種別	地域または場所
特定制限地域	知事が定める地域または場所
許可地域	禁止地域等および特定制限地域を除く県内全域

別表第二（第九条関係）

一般屋外広告物等許可基準

一 区分

別表第一（第九条関係）

一般屋外広告物等許可基準

一 区分

広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、ま

広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、ま

	たは塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
あんどん またはぼ んぼり	あんどん、ぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの

備考 この表により区分することが困難な広告物等については、これを同表のうち最も類似した区分の広告物等とみなしてこの規則の規定を適用する。

二 通則

1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。

(一) 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。

(二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

(三) 下地に彩度の高い色（日本工業規格Z八七二二に定める三属性による色の表示方法に規定する彩度が十二以上の色）を使用しな

	たは塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
あんどん またはぼ んぼり	あんどん、ぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの

備考 この表により区分することが困難な広告物等については、これを同表のうち最も類似した区分の広告物等とみなしてこの規則の規定を適用する。

二 通則

1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。

(一) 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。

(二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

(新設)

こと。

四 四の規定にかかわらず、広告物等を表示し、または設置しようとする場所が景観計画区域（景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する区域をいう。）に含まれる場合であつて、景観法第八条第一項の景観計画に広告物等の設置に関する行為の制限に関する事項が定められているときは、使用する色の表示方法が当該景観計画に適合すること。

五 広告物等に使用する色の数は、できる限り少なくすること。

六 蛍光、発光または反射を伴う塗料または材料を使用しないこと。

2 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の各号に適合するものでなければならない。

- (一) 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
- (二) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。

三 細則

広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区 分	特定制限地域の基準	許可地域の基準
はり札、立看板およびのぼり（以下「はり札等」とい	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。	
	2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であ	

(新設)

(新設)

(新設)

2 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の各号に適合するものでなければならない。

- (一) 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
- (二) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。

三 細則

広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区 分	基 準
はり札、立看板およびのぼり（以下「はり札等」という。）	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。
	2 下端から上端までの高さは、三メートル以下

電柱 広告	電柱等から 突き出して	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。
電柱 広告	電柱等から 突き出して	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、八メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔（建物を利用して表示し、または設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が二十平方メートル以内であること。
電柱 広告	電柱等から 突き出して	1 表示面積は、二十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、八メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔（建物を利用して表示し、または設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が二十平方メートル以内であること。
電柱 広告	電柱等から 突き出して	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔（建物を利用して表示し、または設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。
電柱 広告	電柱等から 突き出して	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔（建物を利用して表示し、または設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。

電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱 広告	電柱等から突き出されるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。

取り付けられるもの	2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 下地の色として赤色、黒色 または 黄色を使用するものでないこと。
電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの	1 表示面の横の長さは、一メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。 3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色 または 黄色を使用するものでないこと。
広告幕	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが一メートル以下であること。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

2 1に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所	1 取付場所から上端までの高さは、地面か

	4 蛍光塗料または 下地の色として赤色、黒色 もしくは 黄色を使用するものでないこと。
広告幕	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが一メートル以下であること。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

2 1に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの 三分の二 以下で、かつ、 十五メートル以下 であること。

<p>することができない状態で取り付ける方法</p>	<p>までの高さの二分の一以下で、かつ、五メートル以下であること。</p> <p>2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</p> <p>3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が以下であること。</p> <p>4 足羽川右岸の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、足羽山の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、および西山公園の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示または設置をしないこと。</p>	<p>ら当該取付場所までの高さの三分の二以下で、かつ、十メートル以下であること。</p> <p>2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</p> <p>3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が以下であること。</p>
<p>建築物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付</p>	<p>1 取り付ける数量は、一つの壁面につき三個以下であること。</p> <p>2 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。</p> <p>3 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</p>	

<p>建築物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法</p>	<p>2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</p> <p>1 取り付ける数量は、一つの壁面につき三個以下であること。</p> <p>2 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。</p> <p>3 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</p>
<p>建築物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を用いて直接表示する方法を含む。）</p>	<p>1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。</p> <p>(二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。</p> <p>2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。</p> <p>3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>

ける方法						
建物の壁面に 取り付ける方 法（壁面から 突き出して取 り付ける方法 を除き、壁面 に塗料等を用 いて直接表示 する方法を含 む。）	1 一つの壁面におけるこの方 法により取り付けられる広告 物等の表示面積（他人が取り 付けるものの表示面積を含 む。）の合計は、次のとおり であること。 (一) 当該壁面の面積が百平方 メートル以内のときは、当 該壁面の面積の二分の一以 内で、かつ、二十平方メー トル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方 メートルを超えるときは、 当該壁面の面積の五分の 一以内であること。	1 一つの壁面にお けるこの方法により取 り付けられる広告物 等の表示面積（他人が 取り付けるものの表 示面積を含む。）の合 計は、次のとおりであ ること。 (一) 当該壁面の面積 が百平方メートル 以内のときは、当該	2 取り付けられる壁面の端か ら突出しないこと。	(一) 当該壁面の面積 が百平方メートル	3 取り付けられる壁面の窓そ の他の開口部を閉鎖しないこ と。	壁面の面積の二分 の一以内で、かつ、 二十平方メートル 以内であること。
	4 足羽川右岸の視点場、足羽 山の視点場および西山公園の 視点場から展望することがで きるものは、建物の屋上部分 となる階段室、昇降機塔、物	2 取り付けられる壁 面の端から突出しな いこと。 3 取り付けられる壁				

<p style="color: red;">見塔その他これらに類するもの（以下「塔屋等」という。）の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	<p>面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>
--	----------------------------

3 1および2に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (二) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

4 3に定める基準にかかわらず、禁止地域等において他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置する条例第八条第三項第二号に掲げるものについては、1および2に定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。

- (一) 発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
 - ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
 - イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のために使用するものについては、この限りでない。
 - ウ 映像による表示をしないこと。
- (二) 当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が次の表に掲げる面積を超えないものであること。

3 1および2に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (二) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

4 3に定める基準にかかわらず、禁止地域等において他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置する条例第八条第三項第二号に掲げるものについては、1および2に定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。

- (一) 発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
 - ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
 - イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のために使用するものについては、この限りでない。
 - ウ 映像による表示をしないこと。
- (二) 当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。

1 第一種禁止地域	
2 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号） 第五条第一項の規定により国立公園に指定され た地域、同条第二項の規定により国立公園に指定 された地域および福井県立自然公園条例（昭和三 十三年福井県条例第五十三号）第二条第一号の福 井県立自然公園に指定された地域（以下「国立公 園等の地域」という。）	十平方メートル
第二種禁止地域（国立公園等の地域を除く。）	二十平方メートル
第三種禁止地域	三十平方メートル

- 5 1、3および4に定める基準に適合する場合であつても、次のい
ずれかに該当する交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）
第二条第五号に規定する交差点をいう。以下同じ。）に係る停止線
から三十メートル以内の範囲には表示または設置をしないこと。
- (一) 信号機がある交差点のうち、良好な景観を形成し、もしくは風
致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために特に必要
があるものとして知事が定めるもの（以下「重要交差点」という。）
- (二) (一)に掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち次のいずれ
かに該当するもの
- ア 一般国道と一般国道が交差するもの
- イ 一般国道と県道が交差するもの
- ウ 一般国道と市町道が交差するもの
- エ 県道と県道が交差するもの

別表第三（第九条関係）

（新設）

別表第二（第九条関係）

自家用広告物等許可基準

一 区分

広告物等の区分は、別表第二第一号に定めるとおりとする。

二 通則

広告物等は、別表第二第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。

三 細則

1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。		
広告板および広告塔	下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。	下端から上端までの高さは、五メートル以下であること。	下端から上端までの高さは、八メートル以下であること。

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものにつ

自家用広告物等許可基準

一 区分

広告物等の区分は、別表第一第一号に定めるとおりとする。

二 通則

広告物等は、別表第一第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。

三 細則

1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	下端から上端までの高さは、二十メートル以下であること。

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものにつ

いては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	表示または設置をしないこと。	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの二分の一以下で、かつ、二メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が一以下であること。 4 養浩館庭園の視点場（知事が定める場所に限る。以下同じ。）、金ヶ崎城跡の視点場（知事が定める場所に限る。以下同	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの二分の一以下で、かつ、四メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が一以下であること。

いては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 （一）当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 （二）当該壁面の面積が百平方メートルを超えたときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を

<p>建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付</p>	<p>1 道路の敷地への突出は、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面上端から突出しないこと。</p>	<p>じ。)、吉崎御坊跡の視点場(知事が定める場所に限る。以下同じ。) および丸岡城天守の視点場(知事が定める場所に限る。以下同じ。) から展望することができるもの(知事が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。) は、表示または設置をしないこと。</p>	<p>閉鎖しないこと。</p>
---	---	---	-----------------

ける方法		ける方法		ける方法	
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるとときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるとときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるとときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。		

2 取り付けられる 壁面の端から突出 しないこと。	2 取り付けられる 壁面の端から突出 しないこと。	1 以内であるこ と。
3 取り付けられる 壁面の窓その他の 開口部を閉鎖しな いこと。	3 取り付けられる 壁面の窓その他の 開口部を閉鎖しな いこと。	2 取り付けられ る壁面の端から 突出しないこと。 3 取り付けられ る壁面の窓その 他の開口部を閉 鎖しないこと。
4 塔屋等の壁面に は表示または設置 しないこと。	4 養浩館庭園の視 点場、金ヶ崎城跡 の視点場、吉崎御 坊跡の視点場およ び丸岡城天守の視 点場から展望する ことができるもの は、塔屋等の壁面 に表示または設置 をしないこと。	

三 (一)および(二)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のためまたは救急医療の施設であることを表示するために使用するものについては、この限りでない。

ウ 映像による表示をしないこと。

三 (一)および(二)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のためまたは救急医療の施設であることを表示するために使用するものについては、この限りでない。

ウ 映像による表示をしないこと。

四 (一)から(三)までに定める基準に適合するほか、住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が次の表に掲げる面積を超えないものであること。

1 第一種禁止地域	十平方メートル
2 国立公園等の地域	
第二種禁止地域(国立公園等の地域を除く。)	二十平方メートル
第三種禁止地域	三十平方メートル

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	特定制限地域の基準	許可地域の基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。	
広告板および広告塔	1 下端から上端までの高さは、八メートル以下であること。 2 住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔	1 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。 2 住所地等内の一の敷地における広告板および

四 (一)から(三)までに定める基準に適合するほか、住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計は、三十平方メートル以内であること。

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	1 下端から上端までの高さは、二十メートル以下であること。 2 住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔(建物を利用して表示し、または設置するものを除く。)の表示面積(他人が表示し、

	<p>(建物を利用して表示し、または設置するものを除く。)の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が三十平方メートル以内であること。</p>	<p>び広告塔(建物を利用して表示し、または設置するものを除く。)の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が三十平方メートル以内であること。ただし、住所等内の一の敷地に存する建物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)の合計が千平方メートルを超え一万平方メートル以下である場合は、表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が五十平方メートル以内であることとし、延べ面積の合計が一万平方メートルを超える場合は、表示面積</p>	<p>広告幕</p>	<p>または設置するものの表示面積を含む。)の合計が百平方メートル以内であること。 表示面積は、三十平方メートル以内であること。</p>
--	---	---	------------	--

	(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が八十平方メートル以内であること。
広告幕	表示面積は、三十平方メートル以内であること。

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができ、ない状態で取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの$\frac{2}{3}$以下で、かつ、<u>五メートル</u>以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 <u>主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が$\frac{1}{2}$以下であること。</u> 4 <u>足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができるものは、表示または設置をしないこと。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの$\frac{2}{3}$以下で、かつ、<u>十メートル以下</u>であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 <u>主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が$\frac{1}{2}$以下であること。</u>

	(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が八十平方メートル以内であること。
広告幕	表示面積は、三十平方メートル以内であること。

(二) (一)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができ、ない状態で取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの$\frac{2}{3}$以下で、かつ、<u>十五メートル以下</u>であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。
建物の壁面に容易に取り外すことができ、ない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。
建物の壁面に取り付ける方法(壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表	<ol style="list-style-type: none"> 1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けられるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内の

<p>建物の壁面に容易に取り外すことができないう状態で、壁面から突き出して取り付ける方法</p>	<p>1 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</p>	<p>建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）</p>	<p>1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>	<p>1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五</p>
				<p>示する方法を含む。） ときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>

<p>と。</p> <p>4 足羽川右岸の視点場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができ、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。</p>	<p>分の一以内であること。</p> <p>2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。</p> <p>3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>
--	--

(三) (一)および(二)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (1) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (2) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

別表第四 (第九条関係)

案内広告物等許可基準

一 区分

広告物等の区分は、別表第一第一号に定めるとおりとする。

二 通則

広告物等は、別表第二第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。

三 細則

- 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法等は、次のとおりとする。

(三) (一)および(二)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (1) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (2) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

別表第三 (第九条関係)

案内広告物等許可基準

一 区分

広告物等の区分は、別表第一第一号に定めるとおりとする。

二 通則

広告物等は、別表第二第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。

三 細則

- 1 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法等は、次のとおりとする。

~~一 第一種禁止地域には設置しないこと。~~

~~二 立看板、広告板、広告塔または電柱広告の区分に該当するものであること。~~

~~三 建物を利用して表示し、または設置するものでないこと。~~

~~四 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。~~

区 分	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
立看板	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。	1 一つの事業所等に案内するために表示し、または設置する場合は次のとおりであること。 一 一面の表示面積は、三平方メートル以内とし、表示面積の合計は、六平方メートル以内であること。 二 下端から上端までの高さは、四メートル以下であること。ただし
広告板および広告塔	1 一つの事業所等に案内するために表示し、または設置する場合は次のとおりであること。 一 一面の表示面積は、一平方メートル以内とし、表示面積の合計は、二平方メートル以内であること。 二 下端から上端までの高さは、二メートル	1 一つの事業所等に案内するために表示し、または設置する場合は次のとおりであること。 一 一面の表示面積は、三平方メートル以内とし、表示面積の合計は、六平方メートル以内であること。 二 下端から上端までの高さは、四メートル以下であること。

(新設)

1 立看板、広告板、広告塔または電柱広告の区分に該当するものであること。

2 建物を利用して表示し、または設置するものでないこと。

3 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

区 分	基 準
立看板	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。
電柱広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの 1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。
電柱等に巻き	1 表示面の横の長さは、一メートル以下である

	<p>し、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七百十三号)第二条第二項の規定により指定された地帯をいう。)に表示し、または設置する場合は、三メートル以下であること。</p>	<p>2 二つ以上の事業所等に案内するため、1の広告物を統合して表示し、または設置する場合は次のとおりであること。</p> <p>(一) 一面の表示面積は、十平方メートル以内とし、表示面積の合計は、二十平方メートル以内であること。この場合において、一つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を二平方メートル以内とし、表示面積の合計は、四平方メートル以内であること。</p> <p>(二) 下端から上端までの高さは、五メートル以下であること。</p>	
	<p>2 二つ以上の事業所等に案内するため、1の広告物を統合して表示し、または設置する場合は次のとおりであること。</p> <p>(一) 一面の表示面積は、五平方メートル以内とし、表示面積の合計は、十平方メートル以内であること。この場合において、一つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を一平方メートル以内とし、表示面積の</p>		<p>付けられ、または直接表示されるもの</p> <p>2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。</p> <p>3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。</p> <p>4 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。</p>

		合計は、二平方メートル以内であること。 （一）下端から上端までの高さは、五メートル以下であること。
電柱	電柱等から突き出して取り付けられるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。
電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの		1 表示面の横の長さは、一メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。 3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

（五）（一）から（四）までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基準
条例第二条第一項第1号	1 最短経路接続地点から一キロメートルの区

		合計は、二平方メートル以内であること。 （一）下端から上端までの高さは、五メートル以下であること。
電柱	電柱等から突き出して取り付けられるもの	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。 3 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。
電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの		1 表示面の横の長さは、一メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。 3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

4 1から3までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基準
条例第二条第十三号	1 最短経路接続地点から一キロメートルの区域

十三号に掲げる地域	域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。
条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域	1 案内しようとする事業所等から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。

備考 条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域である場合は、必要があれば数量を四個以内とすることを妨げない。

- (六) (一)から(五)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
- ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は使用しないこと。
- ウ 映像による表示をしないこと。
- (七) (一)から(六)までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が次の表に掲げる面積を超えないものであること。

に掲げる地域	内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。
条例第二条第十三号に掲げる地域以外の地域	1 案内しようとする事業所等から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき四個以内であること。

- 5 (一)から(4)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (二) 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は使用しないこと。
- (三) 映像による表示をしないこと。
- 6 (一)から(5)までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。

国立公園等の地域	十平方メートル
第二種禁止地域（国立公園等の地域を除く。）	二十平方メートル
第三種禁止地域	三十平方メートル

Ⅳ (一)から(四)までに定める基準に適合する場合であっても、表示し、または設置しようとする場所が次のいずれかの範囲にある場合は、表示または設置をしないこと。

ア 次のいずれかに該当する交差点に係る停止線から三十メートル以内の範囲

(1) 重要交差点

(2) (1)に掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち次のいずれかに該当するもの

(i) 一般国道と一般国道が交差するもの

(ii) 一般国道と県道が交差するもの

(iii) 一般国道と市町道が交差するもの

(iv) 県道と県道が交差するもの

イ 次のいずれかに該当する地域のうち百メートル以内の範囲

(1) 条例第二条第一項第四号の二および第五号の二に掲げる地域

(2) 条例第二条第一項第十一号の二に掲げる地域

(3) 条例第二条第一項第十五号の二に掲げる地域

(4) 条例第二条第一項第十八号の規定により、知事が第二種禁止地域として定める地域

ウ 高速自動車国道または自動車専用道路の出入口から百メートル以内の範囲

(新設)

例 (ハ)に定める基準にかかわらず、(ウ)ア②に掲げるいずれかの交差点から五百メートルの区域内にある事業所等に案内するために表示し、または設置する広告物等で、(イ)から(ロ)までに定める基準に適合するものは、当該交差点に係る停止線から三十メートル以内の範囲に表示または設置ができるものとする。

2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

(一) 立看板、広告板、広告塔または電柱広告の区分に該当するものであること。

(二) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区 分	特定制限地域の基準	許可地域の基準
立看板	<p>1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。</p> <p>2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。</p> <p>3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに対応する距離の二倍以上であること。</p>	
広告板および広告塔	<p>1 表示面積は、二十平方メートル以内であること。</p> <p>2 下端から上端までの高さは、八メートル以下であること。</p>	<p>1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。</p> <p>2 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。</p>

(新設)

電柱広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	と。 あること。
	電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの	と。 あること。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

三 (一)および(二)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出ること）	1 一つの壁面におけるこの方法により取	1 一つの壁面におけるこの方法により取

<p>して取り付ける方法を 除き、壁面に塗料等を用 いて直接表示する方法 を含む。)</p>	<p>り付けられる広告物 等の表示面積(他人が 取り付けるものの表 示面積を含む。)の合 計は、次のとおりであ ること。</p> <p>(一) 当該壁面の面積 が百平方メートル 以内のときは、当該 壁面の面積の二分 の一以内で、かつ、 二十平方メートル 以内であること。</p> <p>(二) 当該壁面の面積 が百平方メートル を超えるときは、当 該壁面の面積の五 分の一以内である こと。</p> <p>2 取り付けられる壁 面の端から突出しな いこと。</p> <p>3 取り付けられる壁 面の窓その他の開口 部を閉鎖しないこと。</p> <p>4 足羽川右岸の視点</p>	<p>り付けられる広告物 等の表示面積(他人が 取り付けるものの表 示面積を含む。)の合 計は、次のとおりであ ること。</p> <p>(一) 当該壁面の面積 が百平方メートル 以内のときは、当該 壁面の面積の二分 の一以内で、かつ、 二十平方メートル 以内であること。</p> <p>(二) 当該壁面の面積 が百平方メートル を超えるときは、当 該壁面の面積の五 分の一以内である こと。</p> <p>2 取り付けられる壁 面の端から突出しな いこと。</p> <p>3 取り付けられる壁 面の窓その他の開口 部を閉鎖しないこと。</p>
--	---	---

場、足羽山の視点場および西山公園の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示または設置をしないこと。

四 (一)から(三)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

五 (一)、(二)および(四)の基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当する交差点に係る停止線から三十メートル以内の範囲には表示または設置をしないこと。

ア 重要交差点

イ アに掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち次のいずれかに該当するもの

- (1) 一般国道と一般国道が交差するもの
- (2) 一般国道と県道が交差するもの
- (3) 一般国道と市町道が交差するもの
- (4) 県道と県道が交差するもの

六 五に定める基準にかかわらず、五イに掲げるいずれかの交差点から五百メートルの区域内にある事業所等に案内するために表示し、または設置する広告物等で、次に掲げる広告物等の区分に

応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものは、当該交差点に係る停止線から三十メートル以内の範囲に表示または設置ができるものとする。この場合において、数量は、案内しようとする一つの事業所等につき、二個以内であること。

区分	基準
立看板	<p>1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。</p> <p>2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。</p> <p>3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。</p>
広告板および広告塔	<p>1 一つの事業所等に案内するために表示し、または設置する場合は次のとおりであること。</p> <p>(一) 一面の表示面積は、三平方メートル以内とし、表示面積の合計は、六平方メートル以内であること。</p> <p>(二) 下端から上端までの高さは、四メートル以下であること。</p> <p>2 二つ以上の事業所等に案内するため、1の広告物等を統合して表示し、または設置する場合は次のとおりであること。</p> <p>(一) 一面の表示面積は、十平方メートル以内とし、表示面積の合計は、二十平方メートル以内であること。この場合において、一つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を二平方メートル</p>

電柱 広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	<p>1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。</p> <p>2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。</p> <p>3 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。</p>	<p>以内とし、表示面積の合計は、四平方メートル以内であること。</p> <p>（） 下端から上端までの高さは、五メートル以下であること。</p>
	電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの	<p>1 表示面の横の長さは、一メートル以下であること。</p> <p>2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。</p> <p>3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。</p> <p>4 下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。</p>	

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

